

学校用 ver1.2

学習用及び教師用タブレット端末の利用規定



和光市教育委員会

学習用及び教師用タブレット端末利用規定

1. 目的

- ・本規定は、学習用及びタブレット端末の利用に伴う、情報の漏えい・改ざん・破壊・紛失を防止し、学習活動として有機的に活用することを目的に定めるものである。

2. 所有者及び管理責任者

- ・本タブレット端末の所有は、和光市教育委員会とする。
- ・管理責任者は、各学校長とする。
- ・持ち帰り時は、各家庭の責任とする。

3. 対象者

- ・和光市立小学校及び中学校に在籍し、学習用タブレット端末を利用する全ての児童生徒。
- ・和光市立小中学校に勤務し、学習用タブレット及び、教師用タブレット端末を利用する全ての教職員。

4. 対象機器等

- ・令和2年度以降に導入した学習用及び教師用タブレット及び備品

5. 遵守事項（利用における注意事項）

【学習用、教師用タブレットの使用】

- (1) 教師用タブレットとして校内、校外で利用するものは、和光市教育委員会より貸与したタブレット端末とし、個人所有のタブレット及びスマートデバイスは原則として利用しないこと。やむを得ず使用する場合は必ず校長の許可を得ること。

現在使用している学習用、教師用タブレット端末は令和8年3月まで使用することから、以下の点に注意し利用すること。

- ・本体を保護する観点から、タブレットケースの装着を推奨すること。
- ・本体及びカバーにIDシールが添付されているが、これを剥がしたり、これ以外にシールを貼ったり、文字を書いたりしないこと。（管理責任者が端末を管理するためにシールを貼ることは認める。）
- ・本体以外にタブレットケース、充電アダプターを貸与するので、各自紛失しないよう管理すること。
- *タブレット端末以外の付属品の紛失については、「6. 保守管理の規定」に準ずる。
- ・タブレット端末を落としたり、水にぬらさないように十分注意すること。
- ・異動時や端末入れ替え時には、本体・ACアダプタ、本体以外にタブレットケース、充電アダプター等を学校へ返却すること。

- (2) ソフトのインストール・アンインストール等は原則禁止とする。

以下の事由については、必要と認められる限度内で学校長の許可を得た上で、使用を認める。

- *学習用として、児童生徒の学習に有益であること。

*学校事務及び教育活動に有益であること。(重要性分類Ⅰ・Ⅱに該当するものを除く)

また、ファイルダウンロードについては上記の範囲内で可とする。

- (3) 教師用タブレット端末は、個人で責任をもって管理すること。児童生徒の学習用タブレット端末は全学年毎日持ち帰りを原則とするが、荷物の量等の関係からやむを得ず学校で保管する場合は、キャビネットに収納し施錠すること。
- (4) 学習用タブレット端末は、学校の学習活動及び家庭学習での使用のみとし、学習以外では使用しないよう指導すること。
- (5) 学校において、学習用タブレット端末、または教師用タブレット端末に障害や事故等が発生した場合には、①または②の方法により修理を依頼する。

- ① 下記のURLに必要事項を記載のうえ、修理依頼をする。その際の返信用のメールアドレスについては、学校のアドレスの他に和光市教育委員会学校教育課の代表メールアドレス〈h0200@city.wako.lg.jp〉を必ず記入すること。

(*市教委として修理状況を把握しておく必要があるため)

【Sky安心GIGAタブレット 修理WEB受付URL】

<https://jlw-bpo.jp/entry/Sky-repair.html>

- ② 様式1をFAXで和光市教育委員会に送付するとともに、下記の窓口で電話により修理を依頼する。

【SKY安心GIGAタブレット保証サービス修理受付窓口】

24時間365日コールセンター ☎ 0120-759-751

*p.6「学習用タブレット端末故障、紛失等の対応」を参照すること。

*原則として①の方法を利用すること

6. 保守管理 (不具合や故障 (破損、紛失、盗難含む))

- ・「学習用タブレット端末 (故障、紛失報告・アカウント発行等) 連絡シート」 (様式1) を適宜使用すること。ただし、5 (5) ①の方法により、修理依頼をした場合はその限りではない。
- ・「タブレット管理表」 (様式2) で、児童生徒の学習用タブレット端末を管理すること。
- ・「タブレット端末借用同意書」 (様式3) は、児童生徒の転出もしくは卒業まで大切に管理すること。ただし、規定の改訂等により同意書を取り直した場合は、古い同意書は保護者に返却または、シュレッダー等を使用し適切に廃棄すること。

【タブレット端末の故障、紛失】

- ・教師用・学習用タブレット端末が故障、紛失した場合は、速やかに和光市教育委員会に報告すること。
- ・故障・盗難による紛失時は原則として無償交換となる。ただし、端末の改造等や正規以外の使用での修理 (液晶交換など) を行った場合には、本体価格と同額の有償修理となるので、絶対に行わないこと。また、紛失の場合も本体価格と同額の費用が発生するため、取扱いには十分注意すること。
- *タブレット端末本体 (ハードウェア) の故障や破損、それに起因するトラブルではないと判断される場合、対象外になることがあるため、修理が必要か否かを十分に確認すること。

【タブレット端末以外の破損、紛失】

- ・タブレット端末以外 (タブレットケース、充電アダプター等) の破損、紛失の場合は、本体価

格と同額の費用が発生する場合がありますので注意すること。

- ・対象者が教職員であった場合、上記に規定する費用が掛かった場合は、対象の教職員の支払いとすること。

*支払い方法は、p.7〈付属品を破損・紛失して新たに注文する場合〉と同様とする。

(家庭を教職員に読み替えること)

*教師用と学習用で注文用紙が異なるので注意する。

7. タブレット端末に導入するソフトウェア

- ・学習用、教師用タブレット端末には、学校が定めるアプリケーション以外を導入しないこと。
- ・アプリケーションは、学校管理責任者（校長）の許可を得ることなくインストールおよびアンインストールしないこと。*「5. 遵守事項（利用における注意事項）」に準ずる。

8. タブレット端末の他者への利用制限

- ・学習用、教師用タブレット端末を利用する児童生徒及び教職員は、第三者が無断で利用できる環境にしないこと。
- ・ロック機能を学校で定め、ロック解除方法が第三者に漏れないようにすること。
- ・学習用、教師用タブレット端末は、共用利用ではないので、他者との貸し借りはしないこと。
- ・他者がタブレット端末を使用することは「なりすまし」行為に相当する点に注意すること。

9. 授業中以外の使用と管理

- ・学習用タブレット端末は、授業や家庭学習などで活用させること。
- ・端末を持ち帰らない場合は、キャビネットに保管し、盗難・紛失に気を付けて管理すること。
- ・持ち帰りの際には、鞆にしまう等の指導を行うほか、持ち帰る荷物の量や重さに配慮すること。

10. 健康のために

- ・学習用タブレット端末を使用するときは、正しい姿勢で、画面に近づきすぎない目と端末の画面との距離を30cm以上離す)ように指導すること。
- ・就寝の1時間前には使用しないよう指導すること。
- ・使用にあたっては、長時間にならないよう、細かく休憩を入れたり、30分に一度は20秒以上画面から目を離し、遠くの景色を見たりするなど、ときどき目を休ませること。

11. 安全な使用

- ・通勤時の交通機関や人混みでは、盗難に遭わないよう注意すること。また、公共交通機関を使用して通学している児童生徒がいる場合も同様に指導すること。
- ・歩きながらのタブレット端末は、大変危険なため使用させないこと。
- ・校外での学習等で利用する場合は、紛失や落下防止に注意するよう指導すること。
- ・紛失に気付いた場合は、和光市教育委員会へ速やかに報告すること。
- ・家庭での利用は、学習用であることを十分に理解させた上で適切に利用させること。
- ・駅構内やコンビニなどにあるフリーWi-Fiなどは、ID乗っ取りの危険があるので接続させないこと。
- ・インターネットには制限をかけているが、万が一あやしいサイトに入ってしまったと保護者から連絡が入った場合は、和光市教育委員会に「様式1」のフィルタリング設定依頼を申し出る

こと。

- ・学習用、教師用タブレット端末を使用して学習に関係のないサイトを閲覧・利用すること、SNS や掲示板等への書き込みをすること、写真・動画の配信をすることは禁止とする。
- ・USB メモリ等の外部記録媒体を接続させないこと。

1 2. 学習用、教師用タブレット端末の改造の禁止

- ・学習用、教師用タブレット端末のソフトウェアやハードウェアの改造を行わないこと。
(*保証の対象外となる)
- ・学習用、教師用タブレットの設定を管理者の承認なしに変更しないこと。

1 3. クラウドの利用

- ・クラウドサービス利用の主な目的は、学習プロセスの記録と学習成果物の保存であるので、学校管理責任者が許可したクラウドサービスを利用すること。
- ・クラウドサービスを利用するためのアカウント・パスワードは、第三者に知られないよう適切に管理すること。

1 4. 個人情報

- ・タブレット端末を他人に貸したり、使用したりしないこと。
- ・児童生徒及び教職員の個人情報である自宅住所や電話番号、携帯電話番号、各種アカウント、パスワードや個人を特定できる情報等をインターネット上に記載しないこと。
- ・インターネット上でトラブルが生じたり、不審な通知が届いたりした場合には直ちに学校で対応すること。
- ・各機能、サービスを利用するためのアカウントは、各個人に配付されることから、アカウント、パスワードなど他人に知られないように保管すること。
- ・情報を発信する場合は、人権及び著作権等に十分配慮し、基本的モラルに配慮すること。
- ・児童生徒についてもネットモラル、人権及び著作権等について使用の際に繰り返し指導すること。

1 5. 禁止事項

- ・インターネット上で他人を誹謗中傷したり、他人に不快感を与えたりするような発言しないよう指導すること。
- ・インターネットに発信する場合、その内容は、国内はもとより世界中に伝送される可能性があることに留意し、自らが責任を持てる内容に限ること。他人の著作権を侵害するような行為をしないこと。 *写真や画像(イラスト等も含む)、文献等の使用も留意すること。
- ・次の接続先へのアクセスは禁止する。
① 有料データベース ② オンラインショッピング ③ アダルトサイト
④ ゲーム ⑤ その他、学習する上でふさわしくないとと思われる接続先
- ・使用権のないコンピュータへの侵入など、正常な運用を阻害する行為をしないこと。
- ・他人のアカウントやパスワードでクラウドサービス等を使用しないこと。また、他人に自分のアカウントやパスワードを使用させないよう指導すること。
- ・いかなる場合も管理責任者の許可なしに他の情報機器を接続しないこと。
- ・学校に関係のないサイトの閲覧・利用、SNS や掲示板等への書き込み、写真・動画の配信は禁

止とする。

16. カメラでの撮影について

- ・課題等でカメラ機能を使用する場合やカメラで誰かを撮影するときは、必ず撮影する相手の許可を得るよう指導すること。

17. データの保存について

- ・タブレット端末で作ったデータやインターネットから取り込んだデータ（写真や動画など）は、学習で学校が許可したものだけを保存するよう指導すること。

18. 進級時の取扱い及び転出・卒業時、端末入れ替え時の返却について

- ・タブレット端末は、進級時において、使用していた教員・児童生徒が継続して使用すること。
- ・児童生徒が転出・卒業する際及び教職員が異動・退職する際、端末の入れ替え時は、貸与されているものをすべて学校へ返却させること。
- ・返却時に貸与されているものが不足している場合は、同額品を購入して返却すること。
- ・劣化が著しいと認められる場合についても同等品の購入が必要となる場合があることをあらかじめ説明し、保護者の同意を得たうえで使用させること。

19. 使用について

- ・和光市立小・中学校教育情報セキュリティーポリシー及び同実施手順、学習用及び教師用タブレット端末の利用規定、その他 ICT 端末に係るすべての規定を遵守すること。

20. 同意書の管理

- ・保護者から提出された同意書は、タブレット端末が返却されるまで管理すること。端末の返却時には保護者に返却または、シュレッダー等により適切に廃棄すること。

21. その他

- ・使用については、「和光市立小・中学校教育情報セキュリティーポリシー及び同実施手順」「学習用及び教師用タブレット端末の利用規定」、「和光市教育委員会学習用タブレット利用規定」及び「持ち帰りタブレットガイド」、その他 ICT 端末に係る規定に準じる。
- ・「和光市立小・中学校教育情報セキュリティーポリシー及び同実施手順」「学習用及び教師用タブレット端末の利用規定」、「和光市教育委員会学習用タブレット利用規定」及び和光市「持ち帰りタブレットガイド」、その他 ICT 端末に係る規定に記載の無い事項については、適宜、教育委員会で協議決定する。

附則

この利用規定は、令和3年4月1日から施行する。

この利用規定は、令和4年4月1日から一部改訂し、施行する。

この利用規定は、令和5年4月1日から一部改訂し、施行する。

学習用タブレット端末故障、紛失等の対応



和光市キャラクタ
「さつきちゃん」

和光市
「わこうっち」
「わこうっち」



学校

学校または家庭で、学習用タブレットが
故障・破損した・紛失した・盗難にあった



故障、破損の場合

* 手順 1 ~ 2

盗難・紛失の場合

* 手順 ① ~ ③

2

1

2

3

1

市教委

市教委に報告

(インターネットフォームによる
申請または様式1の提出)



警察に盗難(紛失)届を
提出

* 盗難届受理番号の確認
紛失・盗難の届出は、保
護者から警察へ

業者

【SKY安心GIGAタブレット保証サービス修理受付窓口】へ連絡

24時間365日コールセンター ☎ 0120 - 759 - 751

業者

業者による修理、新規端末の準備
⇒学校に返却

学校

学校が家庭に返却

* 再設定が必要な場合は、設定し直す。

家庭



タブレット端末
を受け取る

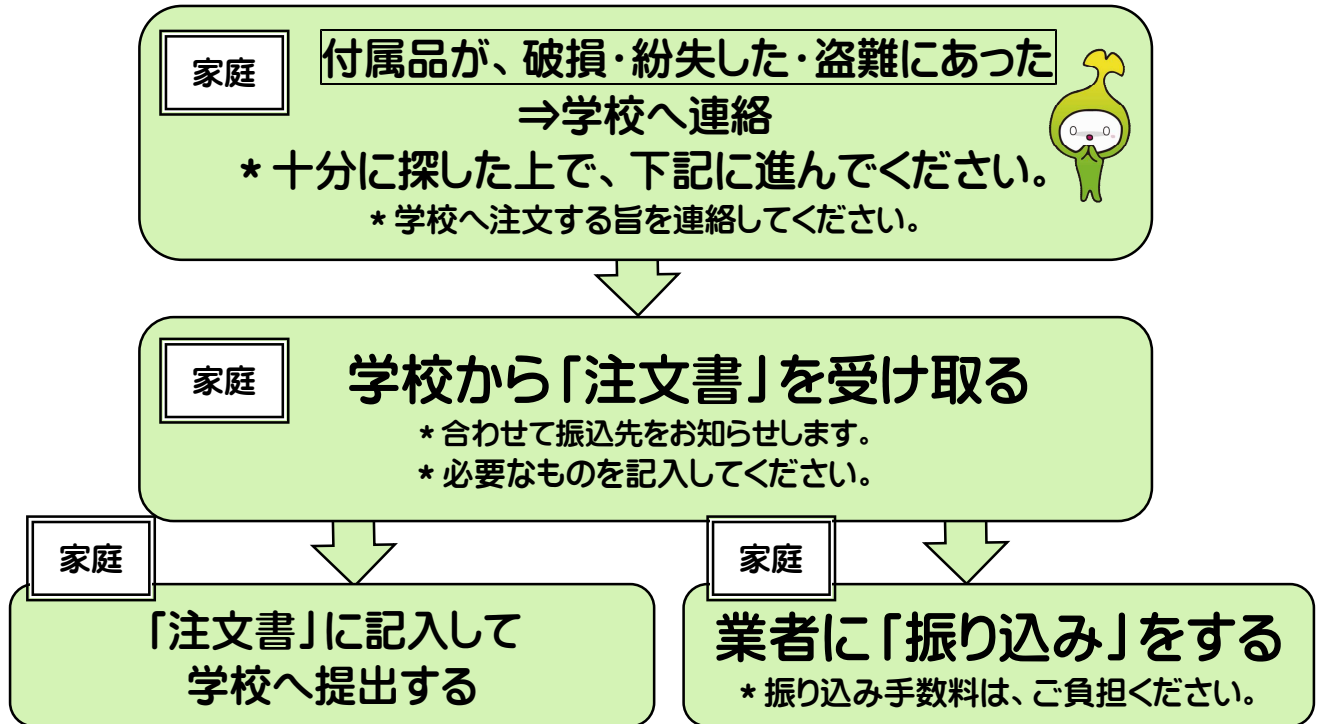


和光市キャラクター
「さつきちゃん」

〈付属品を破損・紛失して新たに注文する場合〉

【注文までの流れ】

和光市
イメージキャラクター
「わこうっち」



【注文後の流れ】

